ASBJ

第 544 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(3)-4
日付	2025 年 4 月 2 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 543 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 543 回企業会計基準委員会（2025 年 3 月 18 日開催）において、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについての再提案及び IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の設例の文案（設例 1 から設例 5）について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについての意見）

2. 分類及び測定の見直しの着手に関する方向性に係る議論を切り離し、満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券を本プロジェクトの対象とする事務局提案を支持する。一方、貸付金代替性債券の定義の困難さ等の解決すべき課題もあるため、この点について今後検討して頂きたい。

3. 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に限定して分類及び測定の議論を行ったとしても結論を導き出すのは難しく、分類及び測定の見直しについては別途ハイレベルな見地から議論をする方が望ましいと考えることから、事務局提案の方向性に同意する。また、公開草案においては、満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券を本プロジェクトの対象とする点は理解するものの、この決定には政策的な面も含まれているため、根拠の記載にあたっては今後の議論の足かせや矛盾となるような表現とならないように注意して頂きたい。

4. 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券すべてを減損プロジェクトの対象として議論した場合、減損に関する会計基準等の最終化の時期が遅れることが懸念されるため、現実的には事務局提案が妥当であると考える。

5. 貸付金代替性債券をその他有価証券から償却原価によって測定する区分に変更する場合、分類及び測定の着手に関する方向性に係る議論を本プロジェクトから切り離す点と不整合が生じると考えられるため、現行の保有目的区分に基づく測定を継続し、本プロジェクトにおいては予想信用損失モデルの適用対象のみを決定するという進め方もあると考

える。この点、他の様々な要因と関連するため、本委員会及び金融商品専門委員会において議論して頂きたい。

6. 審議事項(5)-2 第 12 項については、IFRS 第 9 号の事業モデルの要件と同じ表現を用いていることから、分類及び測定の議論を先に行っている印象や IFRS の適用上の解釈を示している印象を受ける。このため、結論の背景などに記載するのであれば、今後の検討において表現を見直して頂きたい。

7. 日本公認会計士協会の業種別監査委員会報告において、保険会社は責任準備金対応債券という区分を設けることが認められている。この責任準備金対応債券に関して、関係者からは満期保有目的の債券と特性が類似していることを踏まえて予想信用損失モデルの対象となることを想定していると聞いているが、所管は日本公認会計士協会であるため、実務に混乱が生じないように ASBJ から日本公認会計士協会へ働きかけを行って頂きたい。

（IFRS 第 9 号の設例の文案についての意見）

8. 全体的に IFRS 第 9 号の設例と比較して理解しやすい文案であると考える。

9. 設例 1 の 3.(3)の最後の段落の「内部信用格付の有無及びその変更は」という表現は、その後の「内部信用格付の引下げが行われていない場合であっても、同様の結論となり得る」という表現と繋がっていないように見える。この点、IFRS 第 9 号の原文は、内部信用格付自体の有無ではなく、内部信用格付の変更の有無について述べていると考えられるため、確認して頂きたい。

10. 設例 3 の 3.の「全期間の予想信用損失は非常に少額と算定された」という表現は断言しているように読めるため、IFRS 第 9 号設例 3 の原文のとおり、「非常に少額となる可能性がある」という表現にとどめる方がよいと考える。

11. 設例 4 はその他有価証券を前提とした記載であると思われ、本プロジェクトの対象を満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券とするのであれば、この範囲に整合した記載に修正して頂きたい。

以　上